

平成31年4月12日

保護者 様

上郡町立上郡中学校
校長 溝端 義和

警報発令時の対応について

気象庁の警報発令に際し、臨時休業の判断を下記のようにします。

記

- 1 **午前7時00分**の時点で「上郡町」に大雨・洪水・暴風・大雪のうちいずれかの警報が出ている場合
○臨時休業とします。
※メールでの連絡はしません。 各家庭で確認してください。
- 2 登校中に警報が発令された場合
○職員による登校指導を行いながら一度登校させます。
○登校が完了次第、天候状況を確認し、学校待機か、下校させるかを判断します。判断結果は、メールか電話学級連絡網でお知らせします。
- 3 登校後に警報が発令された場合
○下校についてメールか電話学級連絡網で知らせるとともに、安全確認の上、帰宅させることを原則としますが、帰宅させることが危険と予測された場合は学校で待機させます。

留意事項

- 上記1について、警報発令時は雷雨等でメールシステムが使用できなくなる可能性があること、電話連絡では時間がかかることにより、メール連絡及び電話連絡は行いません。
- 上記2、3については、メール連絡が不能の場合、電話学級連絡網を使用します。
- 臨時休業になった場合の翌登校日の連絡は、昼前後をめぐりにメール連絡か電話連絡網でお知らせします。
- なお、登下校の途中で状況が著しく悪化した時などには、各自の判断で安全な場所に避難したり、安全な通学路を選ぶなど、危険の回避を図ること。
- 在校時に警報が発令された際には、教職員を配置するなど、安全に配慮しながら下校させます。
- 保護者へ引き渡す必要がある場合などが生じた場合は、再度メールか電話学級連絡網で連絡します。

※情報の収集は、気象庁のホームページ、NHK総合テレビ、サンテレビ等とします。